議　　長　休憩を解いて再開いたします。（15時15分）

引き続き一般質問を行います。

受付番号第６号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

７　番　平　　野　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第６号、質問議員第７番平野由里子です。

件名、多様な学びを保障する制度について。

要旨、一人一人の特性や興味、生活環境に応じた学習方法が選べること、また、その教育環境を整備することの必要性が高まっております。そこで、次のことを質問いたします。

（１）不登校の児童・生徒の学びや育ちを支援するために、児童・生徒がフリースクール等を利用している場合、その世帯に対する支援制度のお考えは。

（２）夜間中学は様々な事情で義務教育を十分に受けられなかった人たちが学べる場所ですが、公立の夜間中学は県内では横浜、川崎、相模原にしかありません。その自治体の住民が対象ですが、協定によって広域的な受入れが可能となります。この協定を結ぶお考えは。

（３）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、町内の小・中学校ではどのように活用されていますか。

以上、よろしくお願いします。

教　　育　　長　平野議員の御質問に順次お答えいたします。

一つ目の質問のフリースクール等を利用する場合の支援制度についてお答えいたします。

国は不登校について、心理的・身体的・社会的要因により年間30日以上欠席した状態と定義しております。近年、全国的にも不登校児童・生徒が増加傾向にあります。

神奈川県の小・中学校全体の不登校児童・生徒数は約２万4,000人で、出現率は3.9％となっております。この3.9％という出現率は、本町における不登校の児童・生徒の出現率とほぼ同様でございます。本町といたしましても、優先して取り組むべき大変重要な課題であると捉えております。

そのような現状の中で、松田町では不登校児童・生徒が通う教育支援センター、以前の適応指導教室です、（通称）ほほえみ教室というふうに言います、と中学校内では校内教育支援センター、（通称）コスモスルームを設置し、子供たちの居場所づくりに努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、不登校児童・生徒の学びを支援するため、フリースクール等の民間施設も多様な学びの選択肢の一つであると認識しております。教育委員会として最も大切にしていることは、将来、子供たちが社会的に自立することであり、学校復帰というのはその一つの手段であるというふうに考えております。

現在、松田町ではフリースクール等に通っている児童・生徒はおりません。そして、教育支援センターの運営が機能していることから、教育支援センターを中心とした公的な支援体制を柱としながら、必要に応じて民間施設との連携の在り方についても柔軟に調査・研究していきたいと考えております。その際、対象者がいらっしゃる場合には、補助制度を設けている他自治体の仕組みも参考にしながら、町財政部局を含めた調整をしていきたいと考えております。

二つ目の質問である夜間中学校の御質問にお答えいたします。

夜間中学校とは、様々な理由により中学校で学ぶことができなかった人が今から学びたいと思ったときに夜間に学ぶことができる学校ですので、学び直しを必要とされる方々にとっては重要な役割を果たすものだと認識しております。令和８年４月時点において全国では62校が設置されており、神奈川県では横浜、川崎に続き、令和４年４月に相模原市に県内３校目の夜間中学校が開校しております。相模原市の夜間中学は県内他市町村と連携し、事前に協定を締結した市町村から広く生徒を受け入れることが可能となっている点が大きな特色で、現時点では17市町村が協定を締結していると伺っております。

さて、町においてその協定を結ぶお考えはとの御質問についてお答えいたします。現段階におきましては具体的な就学希望者がおられない状況ですので、事前の締結よりも、まずこうした制度があることを町民の皆様に広く知っていただくことに取り組み、希望者がいる場合の協定の締結については、町部局と

も連携を図り速やかに取り組んでいきたいと考えております。

最後に、三つ目のスクールカウンセラー（ＳＣ）とスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の質問にお答えいたします。

２職種とも、神奈川県の施策によりまして、学校に常駐ではなくて定期的に小・中学校を巡回するという形態を取っています。令和７年度の実績についてでございますが、スクールカウンセラーは１名の方を松田中学校へ年間35回配置しまして、小学校へは別のカウンセラーを年間35回の配置を行っております。そして、児童・生徒や保護者の個別面談、教職員への助言など、心のケアに対応しております。

続いて、スクールソーシャルワーカーですけども、中井町と共同で配置しまして、年間35回の勤務を両町で分担しております。子供たちの権利擁護のために福祉や医療などのネットワークを構築し、不登校や困難な環境に置かれた場合の環境調整や個別相談、専門機関などへのつなぎ役を担っていただいてございます。

教育委員会としましても、児童・生徒の抱える不安や悩みの多様化や深刻化に伴い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの重要性はますます高まってきていると認識しております。

７　番　平　　野　　回答、ありがとうございます。

まず、一つ目のフリースクール支援について再質問をさせていただきます。

令和７年度から県が支援制度を創設しました。しかし、これは個人が直接使えるものではありません。制度のある市町村に対して、県がその３分の１を支援するというような方法だというふうに伺いました。先ほどのお答えの中に……そこにはなかったんだ、ごめんなさい。そして、実際に鎌倉市は2023年から、海老名市は24年から、相模原市は25年から、そして二宮町がついこの４月からですね、それを使うようになっております。聞くところによると、二宮町の場合は請願により実現したそうです。現在使われている方は１名だということでした。

松田では現在はフリースクールに通っている児童・生徒はおられないという

ことでしたので、慌ててこの支援を使うと、県に申請するということは必要ないというようなお答えだったと思いますけれども、もしニーズがあれば町部局と調整したいというようなことを先ほどおっしゃっておりましたけれども、もしそういうことがあればどのくらいの準備期間があれば実現できるのか、御存じでしたらお答えください。

教　育　課　長　　それではお答えいたします。

フリースクールの補助金、補助制度について、どのくらいの準備期間があれば補助できるのかというような御質問かと思います。まず、対象の児童・生徒であったり保護者の方としっかりとした話合いが必要かなというふうに考えております。県の補助を受けるという前提で言えば、やはり様々な条件がある、フリースクールの県の補助金の要項を背景しますと、利用に当たっては幾つかフリースクールそのものの条件という、補助の対象ですかね、というのはあるようでございます。そういったものも確認しながら、児童・生徒と保護者としっかりと話合いをしながら、そのフリースクールがその子の育ちに適しているのかというようなところも考えながら判断していくということになるかと思います。そういった話合いをしつつ、町のほうでもやはり補助金を出すに当たっては要項作成ですとかそういった事務手続、また年度途中であればタイミングもあるんですけども補正予算とかという話になることはあると思います。仮に順調にいったとしても、数か月は少なくともかかるというふうに認識しております。

以上です。

７　番　平　　野　　やはりそのくらいはかかってしまうのかなと思いますけれども、もしそういう対象者がおられた場合には、本当に子供の育ちの期間というのはとても大事で一刻一秒を大事にしなくてはいけないと思いますので、ぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

また、実際に不登校になられた場合は、御家庭としてはいろいろと心配なことがすごくあると思います。県のほうは相談会を毎年のようにやっておりまして、実はちょっと町のホームページも確かめたんですが、令和３年の時点の県

のオンライン相談の情報でその後更新がないので、こういう情報はしっかりと更新していって、そういう方たちが不安な思いでいろいろ自分で探さなきゃいけないという時間が少しでも減るようにぜひ情報提供をやっていただきたいんですが、せめてまずは県のほうにリンクを貼るだけでも非常に便利だと思いますので、その辺はぜひよろしくお願いいたします。これは要望というふうに受け止めてください。

次に、２番目、夜間中学のことです。夜間中学につきましては、先ほどの御回答のほうで本当にあらましとして回答していただいたんですけれども、私のほうで少し調べたところでちょっと御紹介したいと思うんですが、始まりは戦後の教師たちの自主的な活動だったというふうに言われています。1947年に６・３制の義務教育が成立した一方で、戦後の混乱や貧困で通学ができない子供たちに何とか対応すべく、1947年から既に大阪、横浜などで教師によるボランティアとして学級が始まっているようです。また、それに続いていろいろな地域で似たような学級が造られたということです。

1955年の時点では全国に89校あったというふうにされていますけれども、66年に国のほうは、夜間中学というのは学校教育法に定めがない学校であり法律違反だというふうに言われて、一旦は早期廃止勧告が出たそうです。しかしながら、関係者が努力したことによりだんだんと認められて、そして1969年には公立として夜間中学が数校、全国でできました。その一環として、先ほどあったように、神奈川県でも横浜、川崎、相模原などでできたわけですね。

また、この公立夜間中学にはならなくても自主的な夜間中学、夜じゃない場合もあるんですけれども、学びの場として各地に展開されています。この近辺ではえんぴつスクールというのかな、えんぴつ教室というのかな、厚木を中心に何か所かあります。また、そこに通う人たちも時代によって変化しています。最初の頃は、先ほどお話ししたように、戦後の混乱・貧困で、日中、学校に通えなかった人たちが来たと、60年代になると日韓条約後の韓国からの帰国者、70年代には日中国交樹立後の中国からの帰国者、そして80年代以降は不登校が出てきて、それによって義務教育内容を習得できなかった子供たち、そして90

年代以降は南米・アジアからの出稼ぎ労働者とその家族たちというように、夜間中学は社会を映す鏡のようにその対象者が変化してきたという経緯がございます。

一方で、国のほうでは、2016年、教育機会確保法が成立しました。各県に最低１校、公立の夜間中学を設置することが決まりました。そして、先ほど申しました、義務教育期間に不登校だったけれども何とか日数だけクリアして、形式卒業者というんですかね、そういうふうにして卒業証書をもらってしまった子は最初のうちは公立夜間中学には対象じゃないと言われていたそうなんですが、2016年はその確保法が成立したことによってこういった子たちも受け入れられるようになりました。また、日本語指導の充実も盛り込まれたということです。

そして、地方公共団体の義務というのがこのときに定められました。一つ目、学習を希望する義務教育未修了者がいる場合、地方公共団体は夜間中学に入学できるようにしなければならない。二つ目、夜間中学が設置されていない地方公共団体は、学習者に必要と認められる何らかの措置を取らなければならないというふうに決まったそうです。2017年以降、全国で設立の動きがあって、現在では先ほど挙げてくださったような学校数になっています。27年度も開校予定がまだあるそうなんですが、神奈川県の現状は、先ほど紹介があったように横浜、川崎、相模原の３校、そして自主夜間中学は鶴見、厚木、海老名、鎌倉、相模原などにありますけれども、残念ながら県西部に関してはちょっと空白域です。ボランティアによる動きがちょっと始まってはいるんですけれども、何しろ足りないという状況です。

必要としている人がいないのかというような疑問もありますが、実はそんなはずはなくて、2020年の国勢調査による市町村別義務教育未修了者数というのが出ておりまして、松田町は58人いるそうです。人口比の0.6％になります。ちなみに神奈川県の全体では３万2,600人ぐらいで、人口比では0.34％ということなので、やはりこの一帯は人口の母数が少ない分だけ、ちょっといるだけでも人口比は高くなってしまいます。

また、この数の中には、先ほど言った不登校だったけれど形式卒業してしまったという数は含まれていません。また、外国人の登録者数、2025年初めの状況では松田町は166人いらっしゃいますが、近年の労働人口の不足で増加の傾向にあることは皆さん御承知かと思います。外国籍の子供の学びについては、例えば秦野や箱根町では独自の学校教育での対応をされているということもありますが、やはり大人も実は日本語に対しては全然不足のまま来ている方がおられるので、これはやはり昼間は通えないだろうというふうに思われます。ということで、決してニーズがないわけではなく、制度があり、そして啓発があればもしかしたら希望者は出てくるかもしれないというところはあります。

そして、先ほどの回答の中にも、現在はそういう方がいらっしゃらないから特に今、事前の協定を結ぶことはないということでしたけれども、こちらのほうももしいらっしゃったらということで、このシステムに対応していく準備期間がもし分かれば教えてください。

教　育　課　長　それでは、質問にお答えいたします。もし仮に夜間中学の希望者がいらっしゃった場合には、どのくらいの準備期間かというところでございます。

まず、夜間中学は４月入学が基本的な仕組みになってございます。ですので、希望者があった場合にはまず相模原市のほうに連絡をして、協議会への参加の意思と、また庁内では予算計上を経た上で、翌年度当初からというふうになろうかと思います。

以上でございます。

７　番　平　野　やはり４月入学が原則というようなことですので、もしそういう方が現れた場合にはぜひ間に合うようにお願いいたします。

また、この夜間中学の情報は、やっぱり県にはホームページがちゃんとあります。松田町で検索すると実はカテゴリーもないのが実情で、松田では結局ヒットしないことになるんですね。せめてカテゴリーを設置して、これも最低でも県とのリンクを貼っておくぐらいはできるのではないかなと思います。私も実際知っている子供の中に不登校のまま高校の年代になってしまった子もいますし、学びについていつまでも自信がないまま青年期、そして大人になってい

かなくてはいけないというのは、家族も不安だけれども本人が何より不安というのがあると思いますので、そういうチャンスという意味で情報を発信しておくことというのはとても大事かなと思いますのでぜひよろしくお願いいたします。これも要望でお願いいたします。

次に、三つ目の支援体制なんですけれども、課題を抱える児童・生徒というのは、様々な状況や段階、また原因があると思います。重層的な支援体制を備えることで、課題への早期対応が可能になってきます。そこで頼りになる専門家として存在するのが、先ほど紹介されたスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーだと思います。この二つについて先ほどあらましを教えていただきましたけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。例えばどのように違うのかとか、あるいはその重要性、そしてこの二つの専門職、どちらも必要なのはどうしてなのかとか、どういう資格を持っておられるのかとか、その辺のもう少し詳しい情報をお願いします。

教　育　課　長　それでは、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いという御質問にお答えいたします。

まず、一言で言えばスクールカウンセラーは医療職でございます。スクールソーシャルワーカーは福祉職というようなカテゴリーにカテゴライズされるかと思います。子供の心にフォーカスして、それを心理相談というような形で行うのがスクールカウンセラーになります。一方で、スクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く環境に焦点を当てると、具体的に申しますと、例えば課題を抱えた子供、問題行動を起こす子供というのはその子供に原因があるのではなく周辺環境からの影響があるんではないかというところに着目いたしまして、その環境を整えるというようなことをするのがスクールソーシャルワーカーでございます。

スクールソーシャルワーカーは環境に焦点を当てて改善を図っていくということでございますので、具体的にどういうふうにするかというと、例えば学校の先生たちの関わり方の意識を変えることでその子供の課題を克服していくとか、その子の家庭にフォーカスして家庭環境を改善するような、貧困であった

り虐待であったり、そういったものにフォーカスしてそこの部分を修正していくというようなものがスクールソーシャルワーカーでございます。また、校内支援体制の構築といったものもスクールソーシャルワーカーの役割となっております。

どのような方がその役に就くのかということでは、スクールカウンセラーは心理職でございますので主に臨床心理士であったり公認心理士であったり、臨床心理士というのは医師職になりますので医師免許を持った方とか、公認心理士はおおよそ大学院で６年ほどの心理教育を学んだ後に国家資格を取るというようになっております。

スクールソーシャルワーカーは、今、神奈川県の募集ではおおむね社会福祉士か精神保健福祉士というのがまず資格要件になっております。その上で学校のそういったところに興味がある方とか、そういったスクールソーシャルワーク業務に従事した経験がある方というような募集要項になっているようでございます。

以上でございます。

７　番　平　　野　　大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

この二つの専門職が松田町にもいらっしゃると、ただ、常駐ではなくて巡回する形というふうに先ほどおっしゃっておりました。神奈川県の施策だということで、県の教育事務所からなんでしょうかね、いらっしゃっているということですね。やはり町独自でおくことは難しいんでしょうか。

教　　育　　長　　大変力強いお言葉をありがとうございます。

実は私が学校にいた頃は、スクールカウンセラーは各学校、中学校に１名配置されました。プラス重点配置校というのがあって、そこに数名配置されるような状況でした。それまで神奈川県の政策で、先ほど議員がおっしゃられたように、多様化している子供たちが多くなってきていると、心理的にもフォローが必要だというようなことから、１市５町では市町にもう一人加配されるようになりました。たまたま松田町の場合につきましては中学校に２名の配置になりました、スクールカウンセラー。でも、中学校には１名行っていますので、

小学校に自動的に今１名行っていただいていると、昔に比べれば大変厚い手当てになってございます。

そういう部分では、例えばなぜそういうふうに厚くなってきているのかというと、最近、かながわサポートドックというのが始まりました。それは、要するに人間ドックと同じで、事前に子供たちにアンケート等を取ります。なぜかというと、自分から今困っているんだよということが言える子供たちがいない現状もあります。なかなか言えない子供たちもあります。そういう子供たちに、今自分はこういうところが困っているんだよということを幾つか書く格好をして先生に出すと、それを先生、教師は例えばスクールカウンセラーにつなぐ、あるいはＳＳＷ、スクールソーシャルワーカーにつなぐと、そんなような施策を今取っているところございます。

町独自でつけていただけるというお考えは大変ありがたいなというふうに思いますが、実は市町村教育長会でも県のほうには増員常住の要望はしてございます。

７　番　平　　野　予算がつく、財源的なものがやっぱり必要なことですので、なかなか独自でというのは難しいというのは分かっております。本当にこれはもう県に切に要望していくことしかないかなと思いますが。

松田に来るスクールカウンセラーの方は、そうすると中学と小学校に１人ずついらっしゃっているということでいいですよね。これはそれぞれ決まった方、いつも同一人物が、さっき35回と言っていたんで週に１回ちょっと、そのくらいですよね、そういう方が同一人物で来ていらっしゃるということでよろしいですか。

教　育　課　長　その35回を全て同一人物ということでいらっしゃっていただいております。

７　番　平　　野　それは本当に助かります。また、ソーシャルワーカーもそうすると同一人物。

このソーシャルワーカーの、さっき答えの中でちょっと分かりにくかったんですけど、年35回を中井町と共同で分担ということは半分ずつの回数なのかなと思ったりするんですが、これは小・中学校も合わせてのということになると回数的にはそんな大きくはないのかなと思ったりするんですが、この辺の答え

方をもう一度お願いします。

教　　育　　長　じゃあ、私のほうからお答えさせていただきます。

今、御指摘のとおり、何で中井町なんだと、これは県に決められているんですね、数の問題で、中井町と松田町で年間35回、ＳＳＷを配置しますよという形になっています。今現在やっているのは、要するに簡単に言うと35を２で割って17回が松田町に来ています。その17回をどう分けているかというと、午前・午後で分けています。午前中、例えば松田中学校に行ったら、午後は松田小学校か寄幼稚園に行くと、そういう形で今のところそれが精いっぱいの予算取りの仕方といいますかね、というふうになっておりますので、こちらが決めたわけではなくて、自動的に中井町と一緒にやるという形になってございます。

７　番　平　　野　いや、本当に改めて知るとちょっとびっくりする、県のほうとしてもそれが精いっぱいなのかなと思いますが。

先ほど詳しいお話を聞いたときに、スクールカウンセラーというのは非常に知られている存在だと思うんですが、スクールソーシャルワーカーのほうはあまり知られていないのかなというふうなところがちょっとあって、実際に回数もこっちのほうがすごく少ないんですが、お話を聞いていたら、いや、こっちのほうが重要じゃないのかなという、私はそんな感覚を受けたんですが、17回を午前・午後で分けて小・中学校に行っていらっしゃる、これで子供の環境的な部分、その環境というのは本当に大きいですよね。１人の子に対して、先ほどおっしゃった中では、先生の関わり、それから家庭の関わり、校内支援構築という、すごく時間と手間がかかる仕事なんじゃないかと思うんですが、これは足りているんでしょうか。

教　育　課　長　スクールソーシャルワーカーが足りているかというと、与えられたというか、振り分けられた時間内で生徒指導に当たっていただいているというふうに考えております。

国が示す生徒指導の構造というのが、今、２軸３類４層構造というものがありまして、まず発達指示的生徒指導と課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導という３層構造になっております。今スクールソーシャルワーカーが各

校に配置されてやっていただけているのはその中の困難課題、いわゆる本当に課題がある子に重点的に優先的に対応していただいているというところでございます。これが例えば配置されて時間がもっとあれば校内の体制を整備するとかそういったところにまで注力ができるんですけども、今の段階では恐らくその困難課題対応の部分にフォーカスして働いていただいているというふうに捉えております。

以上です。

７　番　平　　野　そうですよね。この時間、本当に与えられた時間だけでやるにはやっぱり予防的なことはちょっとなかなかやりづらいだろうと想像いたします。実際に困難課題が現れている子供に対して、その現れたことに対しての改善をしていくというのが本当に精いっぱいなのかなと思います。

そう考えると、足りているのか足りていないのかという聞き方をするときっと足りていないと言いたいだろうなとは思うんですけど、なかなかそういうわけにもいかないと思います。ただ、そうするとこれはスクールカウンセラーの方も含めて、スクールソーシャルワーカーも、こういう人たちがどんな段階で関わってくるのかというのが今のお答えにちょっとあるのかなと思います。発達指示的な指導、課題予防的な指導、そして困難課題、できれば発達指示的なほうから関われれば、重症化する、重症化というとおかしいな、その問題が進行するのを防げるという部分はきっとあるんじゃないかなと思いますけれども、この辺はそういうふうに持っていけないんでしょうかね。やっぱり不足しているんでしょうかね。

教　育　課　長　県のスクールソーシャルワーカーの個別の会議等の中でもやはりそれが一番問題になっておりまして、かければかけるほど課題は解決に向かいやすいとは思うんですけれども、一方でやはり予算的な部分とかというのがあるというところで、そこはスクールソーシャルワーカー側でも非常に危惧して、要はそういう団体とかも国に働きかけをしているというようなことも聞いたことはございます。

以上でございます。

７　番　平　　野　　県や国に団体からも働きかけをしているということで、やはり重要性の認識というのが上層部のほうへしっかりと進んでいくというのがまず一つの方向性なのかなと思いますが、これは私たちも声を上げることをやめちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。ぜひ要望し続けていただきたいし、私もいろんな機会で必要性を訴えていきたいなと思っております。

先日、ニュースでも、児童・生徒ではなかったけれども、子供がＡＩに相談して児相、警察の介入に至ったというのがありました。これはそれこそ困難課題が現れてからではなくて、この課題予防的な部分から対応ができていればまた違った展開があったのじゃないかなと思います。もっと単純な話、もっと子供がその仕組みを早くから知っていれば全然違うことがあり得たんじゃないかなというふうに思ったりもしますが、やはりこれも知ってもらうというのが非常に大事ではないかと思いますけども。

本当に私自身もちょっと知識があまりなかった状態で、今回この質問を組み立てるのに勉強させていただいたんですけれども、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー、こういったものの重要性について、啓発をするというのはちょっとおかしいのかな、でもこういった方たちが、例えば先ほども中津川議員の質問でしたかね、富士山災害のことで講演会がありましたとおっしゃっていましたが、こういった分野もそういう講演会みたいなものがあって、なるべく早くいろんな人にそういう仕組みがあるんだよということを知ってもらえればまた違うのかなと思いますが、何かそういう計画というのはないんでしょうか。

教　育　課　長　　本当に議員おっしゃるとおり、このスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーという、いわゆる学校に入る医療職、専門福祉職の方たちの活動というのはなかなか一般の方に見えにくい部分がございます。私の知っている限りでは人権研修というのがありまして、その中で令和５年度に県のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーの方がいらっしゃっていただいて、人権研修という名称でスクールソーシャルワーカーの活動を周知していただいたというような実績もございます。今後ももしそういった機会があればそういう

方にいらっしゃっていただいて研修とかができればいいかなというふうに、今、質問を受けて思った次第でございます。

以上でございます。

７　番　平　　野　　ありがとうございます。通告からどんどん掘ってしまってすみません。

あと、例えば学齢以前の支援体制ですね、これはきっと子育て健康課なのかなと思うんですけれども、そこから教育への連携はどうなっているのか。例えばカウンセラーが関わるようなものがあるのか、それこそソーシャルワーカーが関わるようなものがあるのかとか、何かそういうものが学齢以前にあった場合はどのようにして連携を行っているのか、もしあれば教えてください。

子育て健康課長　　お答えいたします。

子育て健康課では、令和７年の４月に子育て健康課内にこども家庭センターを設置してございます。こども家庭センターとは、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うということで、必要に応じて子供や家庭の課題を早期に発見してとか、保健福祉、教育機関と連携のもと、必要な支援につなげるという中核的な役割を担ってございます。議員おっしゃるように、就学前につきましては主に保健師のほうで乳幼児健診だとか各園に巡回相談等で行った中で、そういった課題がある子供がいた際には関係する機関と事前の連携を図りながら課題解決に向けて支援をしているような状況にございます。

あと、補足といたしましては、一応こども家庭センターは18歳未満の子供を対象としてございますが、年齢で切るものではございませんので、学齢期を過ぎて18歳を超えたといたしましても複合的な課題を継続的に抱える家庭につきましては年齢到達をもって一律に終了というわけではなく、必要な支援につながるように障害福祉ですとか生活困窮ですとかそういったところへの引継ぎの方も併せてしているような状況になります。そちらのこども家庭センターのほうは、現在、保健師、社会福祉士、児童相談員等で支援を行っている状況になります。

以上です。

７　番　平　　野　　ありがとうございます。

学齢期以前はちゃんと保健師が対応しているということで、松田の場合は子育て健康課のほうでカウンセラーというのが非常勤であっても来ているというのは、それはないんですか。

子育て健康課長　心理職につきましては、乳幼児健診等と、あと、その後の育児教室等に心理職の配置がございますので、そこでケースによっては就園した後も個別な相談等の対応はしている状況になります。

以上です。

７　番　平　　野　ありがとうございます。じゃあ、こちらのほうにも教育課とは別にカウンセリングをされる方がいらっしゃるということで、大変安心いたしました。

小・中学校、しっかりと町の教育のほうでフォローしているそういう児童・生徒が卒業後にどこに行ってしまうのか、これをフォローするのはどの課になるのかというと、そうすると子育て健康課でさっきおっしゃった支援センター、これが中心になってフォローしていくんだということが分かりました。ありがとうございます。

そして、あと福祉課とか民生とかにも引き継いだりすることがあるんでしょうかね。個人情報の壁とかがやっぱりあって難しいんでしょうかね。ちょっとその辺、もし分かれば。

福　祉　課　長　御質問にお答えいたします。

確かにですね、個人情報というのがありまして、そちらの関係でなかなかそういう情報は上がってこないんですが、大人になってというところで条件をいただきまして、こういうことをしてみたいとか仕事に就いてみたいとかというような希望等が出てきたときにはですね、福祉課のほうで相談窓口、基幹相談支援センターを設けております。社会福祉士のほうが対応しておりますので、こちらのほうで御相談をいただきながらですね、必要なサービスであったりとか御相談であったりとかというのを受けながらですね、新しい、その次のステップに進むような状況では対応しているような状況でございます。

７　番　平　　野　ありがとうございます。

こちらのほうでも社会福祉士という方が活躍するということで、これはもし

かして同一人物なんでしょうか。先ほどの子育て支援センターの社会福祉士とこちらの福祉のほうの基幹相談センターの社会福祉というのは別の方なんですか。別の方。ありがとうございます。

不登校の児童・生徒というのがいた場合に、そのまま全員がひきこもりになるかというと全然そういうわけではなく、実は文科省のデータでは18％というふうに数字が書いてありました。だからそんな多くないんじゃないというわけにもいかなくて、やはりそういう方は１割強、２割弱、それを持ち越して大人になって引き籠もってしまうというのは一応データとして分かっているので、そうなるとせっかくこの学齢期に対応していた、それが卒業と同時にさよならではなくて、やっぱりこんなふうに子育て健康課や福祉課のほうに連携されていくことというのはとても大事なことかなというふうに思います。国のほうでも切れ目のない支援ということでこども家庭庁というのができたということなので、全年齢型で松田のほうも支援をぜひ続けていただければなというふうに思います。

それから、２分しかないんですけれども、実はこれについて勉強するために二宮の話をちょっと聞きに行ってみたんですけれども、二宮もかつてカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、巡回型を受け入れていたということなんですが、現在は町独自の予算で会計年度でスクールカウンセラーを雇用しているということです。中学には県の加配があって、県のほうの会計年度で２校で３人、そして小学校のほうには町独自の予算でそれぞれの学校３校にスクールカウンセラーというのがあるそうで、非常に手厚いなというふうに思いました。回数は週１回程度だというふうにおっしゃっていましたけれども、それと別にやまびこ学級という、先ほど松田では何というんだったかな、それに１人、別にカウンセラーがいるというようなことだったんですね。それも本当にすばらしいなと思うんですけれども、いろいろな課題の段階に応じて重層的な支援を構築しているというようなことが分かりました。

財政的に同じような規模ではないのでなかなか難しいんですが、やはりこれは町全体として子供たちをどういうふうに育てていくのかということに関わっ

てくることかなと思いますので、ぜひ松田もその辺の手厚い支援をよろしくお願いいたします。

以上で終わりにします。

議　　長　以上で、受付番号第６号、平野由里子君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日は午前９時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

（16時04分）